

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022年6月28日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）  
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。  
・また当該ローンに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。  
・また当該ボンドに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しております。

## 5. トランジション・ファイナンス

### (1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

### (2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
- ・ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処していることが確認できる再生可能エネルギー事業に係る投融資（例：太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、経営会議で協議のうえ、担当役員決裁を経て決定しております。
- ・また、当該基準への適合性については、営業店で対象投融資を選定後、本部の所管部署にて確認を実施しています。

## 2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること。

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること。
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること。
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること。
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

以 上